

[ 資料 ] 集団発生傷病者救急医療対策に関する協定

宇部市（以下「甲」という。）と（社）宇部市医師会（以下「乙」という。）とは次のとおり協定を締結する。

（総則）

第 1 条 この協定は、宇部市地域防災計画に基づき甲が実施する医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護活動の要請及び実施）

第 2 条 甲は、医療救護活動を実施する必要が生じた場合、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合、直ちに医療救護班を第 3 条に定める救護所に派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

（救護所）

第 3 条 甲は、災害の状況により乙と協議の上、必要に応じ市有施設等に救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めるときは、乙及び乙の会員の協力を得て、発災地周辺の医療施設に救護所を設置することができる。

（医療救護班の業務）

第 4 条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（ 1 ）傷病者に対する応急処置

（ 2 ）傷病者の選別

（ 3 ）後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

（ 4 ）転送困難な患者及び救護所における軽易な患者に対する医療

（ 5 ）死亡の確認

（指揮命令）

第 5 条 医療救護班に係る指揮命令は、乙が行うものとする。

（連絡調整）

第 6 条 医療救護活動に係る連絡調整は、甲、乙双方緊密な連携のもとに行うものとする。

（輸送）

第 7 条 医療救護班は、原則としてタクシー等の交通機関又は乙の会員の所有する車両等により第 3 条に定める救護所へ直行するものとする。ただし、災害の状況により必要に応じ、指定した集結場所に集合する場合は、甲の調達する車両等で第 3 条に定める救護所へ行くものとする。

2 傷病者の後方医療施設への転送は、甲が行うものとする。

（医薬品等）

第 8 条 医療救護活動に必要な医薬品、医療材料等は、原則として乙が携行又は調達する。

2 救護所での必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

（装備の貸与）

第 9 条 甲は、乙に対し医療救護活動に必要な個人装備の貸与を行うものとする。

（医療費）

第 10 条 甲が設置する救護所における傷病者に対する医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、患者負担とする。

（防災訓練）

第 11 条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に医療救護班を参加させるものとする。

（医療救護活動の報告）

第 12 条 乙は、医療救護班ごとに救護班日報（様式 1）を整備するとともに、医療救護活動の終了

後、速やかに甲に報告するものとする。

(費用負担)

第13条 甲の要請に基づき乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は甲が負担する。

(1) 医療救護班の派遣に伴う経費

ア 医療救護班の派遣に要する費用

イ 医療救護班が携行又は調達し、医療救護活動のために使用した医薬品、医療材料等の費用

ウ 医療救護班が携行した医療材料等が滅失損傷した場合の費用

エ 医療救護班が交通機関を利用した場合の費用

(2) 第3条第2項の定めにより、医療施設に救護所を設置した場合において、医療救護活動により医療施設等に損傷が生じたときの修繕費

(3) 防災訓練参加に伴う費用

(災害補償)

第14条 甲の要請を受諾した者が、医療救護活動に従事し、又は防災訓練に参加している間及び救護所等までの往復途上において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、次のとおりとする。

(1) 医師は、「宇部市立博愛幼稚園の園医、園歯科医及び園薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和42年条例第44号)」に準じ災害補償を行うものとする。

(2) 看護婦及び補助者は、「宇部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第43号)」に準じ災害補償を行うものとする。

(医事紛争の処理)

第15条 乙の会員等と傷病者等との間に甲が要請した医療救護活動に起因する医事紛争が生じた場合は、甲、乙が協議の上、適切な措置を講ずるものとする。

(災害救助法との関係)

第16条 災害救助法(昭和22年法律第118号)による指定を受けた場合は、本協定は指定日より災害救助法の定めるところによる。

(協定の期間)

第17条 この協定の有効期間は、平成3年4月18日から平成4年3月31日までとする。

2 協定期間が満了する日の1カ月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この期間は更に1年間延長するものとし、その後において期間が満了したときも、また同様とする。

(実施細目)

第18条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第19条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義の生じた事項については、甲、乙双方協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成3年4月18日

甲 宇部市  
宇部市長 中村勝人

乙 (社)宇部市医師会  
医師会長 内田 潔

様式 1

# 救 護 班 日 報

平成 年 月 日  
( ) 救護班長 医師 印

## 1 救護診療記録

患者氏名	住所	生年月日	病名等	処置の概要等	使用医療品・材料等	使用数量等
男・女		・ ・				
男・女		・ ・				
男・女		・ ・				
男・女		・ ・				
男・女		・ ・				
男・女		・ ・				

## 2 救護人員総括表

死亡	重症	軽症	その他	合計
人	人	人	人	人

## 3 救護班の従事者名

職種	従事者名	従事日	従事時間	従事場所
		月 日	時 分 ~ 時 分	
		月 日	時 分 ~ 時 分	
		月 日	時 分 ~ 時 分	
		月 日	時 分 ~ 時 分	
		月 日	時 分 ~ 時 分	

## 4 自動車等の借上状況

救護従事者名	使用区間	種別 (タクシー・自家用車等)	使用台数	金額 (タクシー等の料金)

## 5 その他 (特記すべき事項)

## 集団発生傷病者救急医療対策に係る実施細目

宇部市（以下「甲」という。）と（社）宇部市医師会（以下「乙」という。）との間において、平成3年4月18日締結した「集団発生傷病者救急医療対策に関する協定書」（以下「協定書」という。）第18条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（緊急連絡網の整備）

第1条 甲及び乙は、協定書第2条に定める医療救護活動の要請及び実施を迅速かつ円滑に行うため、緊急連絡網の整備を行い、相互に交換するものとする。

（指揮体制）

第2条 乙は、指揮本部の構成等指揮体制に関してあらかじめ定めておくものとする。

（医療救護班の編成）

第3条 医療救護班は、原則として医師、看護婦及び補助者で編成する。

2 班長は、医師とする。

3 班長は、必要により甲の消防救急隊員、保健婦等の応援を求めることができる。

（医療救急活動の実施場所）

第4条 医療救護班は、協定書第3条に定める救護所において協定書第4条に定める業務を行うものとする。ただし、必要がある場合は、災害現場において、その業務の一部を行うものとする。

（傷病者の選別、表示及び応急処置）

第5条 傷病者の選別及び応急処置は、医師の指示により消防救急隊員等が行うことができる。

2 傷病者伝票は、医師の指示によりあらかじめ甲が指名する職員が記入する。

（救出、誘導）

第6条 傷病者の救出及び誘導は、消防救急隊員等が関係防災機関と連携して行う。

（要請する災害の程度）

第7条 協定書第2条第1項に定める医療救護活動を実施する必要がある場合とは、集団的に多数の傷病者（おおむね15人以上）が生じた場合をいう。

（要請の方法）

第8条 協定書第2条第1項に定める要請は、宇部市長から宇部市医師会長に対して行うものとする。

2 緊急を要するときは、宇部市消防本部から乙の救急担当者に対して要請することができる。

（連絡調整事項）

第9条 協定書第6条に定める連絡調整事項は次のとおりとする。

（1）医療救護班に関すること。

（2）救護所に関すること。

（3）死者に関すること。

（4）後方医療施設に関すること。

（5）医薬品及び医療材料に関すること。

（6）その他医療救護に関すること。

（装備の貸与）

第10条 協定書第9条に定める個人装備の貸与品の種類及び仕様は、甲、乙協議して定める。

（医療救護活動従事者の費用負担）

第11条 協定書第13条第1号ア及び第3号に定める医療救護活動の従事者に対する費用負担は、甲及び乙との間に締結した予防接種業務委託契約（昭和58年4月1日）第4条に基づき、別に定める集団接種委託料の1時間単価に医療救護活動従事時間数を乗じた額とする。

(費用負担等の請求)

第12条 協定書第13条に定める費用負担等の請求は、次の各号により行う。

1 第1号関係

アに定める費用の請求は、様式1及び様式1の1によるものとする。

イに定める費用の請求は、様式2及び様式2の1によるものとする。

ウに定める費用の請求は、様式2及び様式2の1によるものとする。

エに定める費用の請求は、様式3によるものとする。

2 第2号関係

修繕費の請求は、様式2に関係業者の見積書等を添付して請求するものとする。

3 防災訓練参加に伴う費用の請求は、様式1によるものとする。

(災害報告)

第13条 協定書第14条に該当する事故が発生したときは、乙は速やかに様式4により報告するものとする。

(医事紛争の処理)

第14条 協定書第15条に定める医事紛争処理は、甲の責任と負担において行うものとする。

ただし、当該医事紛争が乙の医療救護活動を実施した医師又は看護婦等の故意又は、重大な過失による場合はこの限りでない。

2 医事紛争が、当該業務に従事した乙の会員(以下「丙」という。)の責めに帰すべきでない事由により生じた場合において、丙がその事故に関連して医業上の不利益その他の損失を被ったとき甲は、その損失を補償し、又はそのおそれがあるときは防止するための適切な措置を講ずるものとする。

(広報)

第15条 報道機関に対する医療救護活動に関する広報はすべて甲が行う。

(通信施設)

第16条 甲は、通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、救護所に防災行政無線移動局を配備するものとする。

この実施細目締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成3年4月18日

甲 宇部市  
宇部市長 中村勝人

乙 (社)宇部市医師会  
医師会長 内田 潔

様式 1

請 求 書

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

内訳

区分		職種	延人員	単価	金額	備考
医療救護活動 従事者	$\frac{100}{100}$	医 師				
		看護婦				
		補助者				
	$\frac{125}{100}$	医 師				
		看護婦				
		補助者				
	$\frac{150}{100}$	医 師				
		看護婦				
		補助者				
合 計						

平成 年 月 日から平成 年 月 日の間における医療救護活動に係る費用負担  
を下記のとおり請求します。

平成 年 月 日

宇部市医師会長

印

宇部市長

様

### 医療救護活動報告書

医療救護班名 責任者名	職 種	氏 名	活動期間		活動場所
			月 日	自 時 分 至 時 分	
			月 日	自 時 分 至 時 分	
			月 日	自 時 分 至 時 分	
			月 日	自 時 分 至 時 分	
			月 日	自 時 分 至 時 分	
			月 日	自 時 分 至 時 分	

上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

宇部市医師会長

印

宇部市長

様

様式 2

請 求 書

( 医薬品・医薬材料費・修繕費 )

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

内訳

品 名 ( 物品名 )	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額

平成 年 月 日から平成 年 月 日の間の医療救護活動における医薬品等の費用を下記のとおり請求します。

平成 年 月 日

宇部市医師会長

印

宇部市長

様



医薬品・医療材料等物品損傷報告書

医療救護班名	品名 (物品名)	数量	単位	単価	金額	備考(損傷の程度、原因、種類)

上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

宇部市医師会長

印

宇部市長

様

様式 3

## 交通機関等利用実費請求書

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

内訳

種 別	区 間	数 量	単 位	金 額

平成 年 月 日から平成 年 月 日の間における医療救護活動に係る交通機関等利用の費用を下記のとおり請求します。

平成 年 月 日

宇部市医師会長

印

宇部市長

様

様式 4

## 医療救護活動従事者事故報告書

平成 年 月 日

宇部市長

様

宇部市医師会長

印

平成 年 月 日要請のあった医療救護活動において下記のとおり事故傷病者が発生したので報告します。

記

医療救護班名	
氏名 生年月日	年 月 日生( 歳)
職種	
事故傷病発生日時	平成 年 月 日 午前 時 分ごろ 午後
事故傷病発生場所	
傷病名	
傷病の部位及び程度	

診療種別	外来（ 月 日 ） 入院（ 月 日 ）
診療医療機関	
事故発生状況	
責任者または 現認者の証明	上記のとおり相違ないことを証明します。 平成 年 月 日  <span style="float: right;">印</span>
医師会長の意見	